

ID: 1558-1

担当部署: 農水産課

処分の概要	措置命令		
法令名 根拠条項	農地法 第42条第1項		
法令番号	昭和27年法律第229号		
【基準】 法第42条第1項の規定による。 (措置命令) 第42条 市町村長は、第32条第1項各号のいずれかに該当する農地における病虫害の発生、土石その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下この条において「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。			
備考	○参考 法第32条第1項1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地 法第32条第1項2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣つていと認められる農地(前号に掲げる農地を除く。) 【共通担当部署】 農水産課 農業委員会事務局		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 813

担当部署: 農水産課

処分の概要	受益者からの負担金の徴収		
法令名 根拠条項	土地改良法 第90条第6項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第90条第6項の規定による。 (国営土地改良事業の負担金) 第90条 6 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の負担金を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 814

担当部署: 農水産課

処分の概要	目的外用途使用者等の特別徴収		
法令名 根拠条項	土地改良法 第90条の2第1項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第90条の2第1項の規定による。 (国営土地改良事業に係る特別徴収金) 第90条の2 国、都道府県又は市町村は、国営土地改良事業(第87条の2第1項の規定により国が行う同項第1号の事業、国営市町村特別申請事業及び第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定により国が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第3項において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき第113条の3第3項の規定による公告があつた日(その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によつて受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日)以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなっている場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県及び市町村にあつては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 815

担当部署: 農水産課

処分の概要	目的外用途使用者等の特別徴収		
法令名 根拠条項	土地改良法 第90条の2第4項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第90条の2第4項の規定による。 (国営土地改良事業に係る特別徴収金) 第90条の2 4 国、都道府県又は市町村は、第87条の2第1項の規定により国が行う同項第1号の事業により造成された土地を第94条の8第5項(第94条の8の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により取得した者又はその承継人が、これらの規定による土地の取得があつた日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を第94条の8第4項(第94条の8の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により公告されたその土地の用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県及び市町村にあつては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 816

担当部署: 農水産課

処分の概要	目的外用途使用者等の特別徴収		
法令名 根拠条項	土地改良法 第90条の2第6項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第90条の2第6項の規定による。 (国営土地改良事業に係る特別徴収金) 第90条の2 6 国、都道府県又は市町村は、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が生じ若しくは増大するもの(以下この項において「関連土地改良事業」という。)又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの(政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。)の施行に係る地域内にある土地(当該国営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。)につき第3条に規定する資格を有する者が、当該関連土地改良事業にあつてはその工事の完了につき第113条の3第2項又は第3項の規定による公告があつた日、関連管理事業にあつては国営市町村特別申請事業の工事の完了につき同項の規定による公告があつた日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該関連土地改良事業若しくは当該関連管理事業の計画において予定した用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該関連土地改良事業又は当該関連管理事業による利益を受けていないものとなつている場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県及び市町村にあつては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 817

担当部署: 農水産課

処分の概要	受益者からの分担金の徴収		
法令名根拠条項	土地改良法 第91条第3項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第91条第3項の規定による。 (都道府県営土地改良事業の分担金等) 第91条 3 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の費用を地方自治法第224条の分担金として徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 818

担当部署: 農水産課

処分の概要	目的外用途使用者等の特別徴収		
法令名 根拠条項	土地改良法 第91条の2第1項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第91条の2第1項の規定による。 (都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金) 第91条の2 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、都道府県営土地改良事業(都道府県営市町村特別申請事業及び第87条の3第1項、第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定により都道府県が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第3項において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該都道府県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 819

担当部署: 農水産課

処分の概要	目的外用途使用者等の特別徴収		
法令名 根拠条項	土地改良法 第91条の2第4項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第91条の2第4項の規定による。 (都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金) 第91条の2 4 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が生じ若しくは増大するもの(以下この項において「関連土地改良事業」という。)又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの(政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。)の施行に係る地域内にある土地(当該都道府県営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。)につき第3条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該関連土地改良事業計画若しくは関連管理事業計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1800
担当部署: 農水産課

処分の概要	目的外用途使用者等の特別徴収		
法令名 根拠条項	土地改良法 第91条の2第6項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第91条の2第6項の規定による。 (都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金) 第91条の2 6 都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、条例で、次の各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収することができる。 (1) 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、又は移転した者 次のいずれかに掲げる場合 イ 当該事業施行地域内農用地を第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合 ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合 ハ 当該事業施行地域内農用地についての農地中間管理権の設定若しくは移転に係る契約又は農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借の解除をした場合 (2) 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者 次のいずれかに掲げる場合 イ 当該事業施行地域内農用地を目的外用途に供するため賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転をした場合 ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 820

担当部署: 農水産課

処分の概要	賦課金等の徴収(法第36条第1項の準用)		
法令名根拠条項	土地改良法 第96条の4		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 準用規定法第36条第1項の規定の要件に該当し、条例の定めにより賦課徴収する。 (経費の賦課) 第36条 土地改良区は、定款で定めるところにより、その事業に要する経費(第90条第4項(第91条第4項及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。)、第90条第8項又は第91条第5項の規定により徴収される金銭を含む。)に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 821

担当部署: 農水産課

処分の概要	特別徴収金の徴収(法第36条の3第1項の準用)		
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条の4		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 準用規定法第36条の3第1項の規定の要件に該当し、政令の定めにより賦課徴収する。 政令第47条 (特別徴収金) 第47条 土地改良区は、その組合員が法第36条の3第1項に規定する場合に該当したことにより、国又は地方公共団体に対して補助金等(国又は地方公共団体が当該土地改良区の施行に係る土地改良事業につき交付した補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。)の全部又は一部に相当する額を返還しなければならないこととなつた場合に限り、同項の規定による徴収金の徴収をすることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 822

担当部署: 農水産課

処分の概要	一時利用地指定 (法第53条の5第1項の準用)		
法令名根拠条項	土地改良法 第96条の4		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 準用規定法第53条の5第1項の規定による。 (一時利用地の指定) 第53条の5 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は土地改良事業に係る換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、その土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、従前の土地に代わるべき一時利用地を指定することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 823

担当部署: 農水産課

処分の概要	換地処分前の使用収益停止(法第53条の6第1項の準用)		
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条の4		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 準用規定法第53条の6第1項の規定による。 (使用及び収益の停止) 第53条の6 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、第53条の2の2第1項の規定により換地計画において換地を定めないこととされる従前の土地(次項に規定する土地を除く。)につき第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部又は一部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、その期日の相当期間前までに、その旨を当該権利者に通知しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 824

担当部署: 農水産課

処分の概要	仮清算金支払地の使用収益の停止(法第53条の6第2項の準用)		
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条の4		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 準用規定法第53条の6第2項の規定による。 (使用及び収益の停止) 第53条の6 2 土地改良区は、換地処分を行う前において、第53条の2の3第3項の規定により仮清算金が支払われた土地(同条第1項の規定により換地を定めない土地として指定された土地に限る。)につき第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、前項後段の規定を準用する。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 825

担当部署: 農水産課

処分の概要	一時利用地指定の利益相当額徴収(法第53条の8第2項の準用)		
法令名根拠条項	土地改良法 第96条の4		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 準用規定法第53条の8第2項の規定による。 (一時利用地の指定等に伴う補償等) 第53条の8 2 第53条の5第1項の規定により一時利用地が指定された場合において、従前の土地につき第5条第7項に掲げる権利を有する者がその指定によつて利益を受けるときは、土地改良区は、その利益を受ける者から、その利益に相当する額の金銭を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 826

担当部署: 農水産課

処分の概要	清算金の徴収		
法令名 根拠条項	土地改良法 第108条第2項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第108条第2項の規定による。 (清算金) 第108条 第98条第10項又は第99条第12項の規定による公告があつたときは、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構又は市町村は、その公告があつた交換分合計画の定めるところに従い清算金を支払わなければならない。 2 前項の場合には、同項の者は、当該交換分合計画の定めるところに従い清算金を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 827

担当部署: 農水産課

処分の概要	土地改良事業の障害物の除去等		
法令根拠条項	土地改良法 第119条		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第119条の規定による。 (障害物の移転等) 第119条 国、都道府県、市町村又は土地改良区は、土地改良事業の施行のため必要がある場合には、その必要の限度内において、その施行に係る地域内にある物件でその事業の障害となるものを移転し、除去し、又は取りこわすことができる。但し、これによつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 840

担当部署: 農水産課

処分の概要	協定の認可の取消し		
法令名 根拠条項	農業振興地域の整備に関する法律 第18条の11第1項		
法令番号	昭和44年法律第58号		
【基準】 法第18条の11第1項の規定による。 (協定の認可の取消し) 第18条の11 市町村長は、第18条の2第1項又は第18条の6第1項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第18条の5第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該協定の認可を取り消すものとする。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 837

担当部署: 農水産課

処分の概要	農業経営改善計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第13条第2項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】 法第13条第2項の規定による。 (農業経営改善計画の変更等) 第13条 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)は、当該認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。 2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る農業経営改善計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)が同条第4項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第3項に規定する者(第14条において「関連事業者等」という。)が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1671
担当部署: 農水産課

処分の概要	青年等就農計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第14条の5第2項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】 法第14条の5の規定による。 (青年等就農計画の変更等) 第14条の5 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定就農者」という。)は、当該認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。 2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る青年等就農計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。)が同条第3項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定就農者が認定就農計画に従つて同条第2項第2号の目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 3 認定就農者が第12条第1項の認定を受けたときは、当該認定就農者に係る前条第1項の認定は、その効力を失う。 4 前条第3項の規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1563
担当部署: 農水産課

処分の概要	農用地利用集積計画の取消し		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第20条の2第2項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】 法第20条の2第2項の規定による。 (農用地利用集積計画の取消し等) 第20条の2 2 同意市町村は、次の各号のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消さなければならない。 (1) 第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。 (2) 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたとき。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 838

担当部署: 農水産課

処分の概要	農用地利用規程の認定の取消し		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第24条第3項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】 法第24条第3項の規定による。 (農用地利用規程の変更等) 第24条 3 同意市町村は、認定団体が第23条第1項の認定に係る農用地利用規程(前2項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて農用地利用改善事業を行つていないことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。 政令第13条の規定による。 (農用地利用規程の認定の取消しの事由) 第13条 法第24条第3項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。 (1) 農用地利用規程について法第23条第1項の認定を受けた団体(次号において単に「団体」という。)が同項に規定する団体でなくなつたこと。 (2) 法第6条第5項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程(法第24条第1項又は第2項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの)が法第23条第3項第1号に掲げる要件に該当しなくなつた場合において、団体が遅滞なく当該農用地利用規程について法第24条第1項の規定による変更の認定を受けなかつたこと(同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更の場合を除く。)			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1707

担当部署: 農水産課

処分の概要	事業計画の認定の取消し等		
法令名 根拠条項	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第8条第2項及び第3項		
法令番号	平成26年法律第78号		
【基準】 法第8条の規定による。 (事業計画の変更等) 第8条 前条第1項の認定を受けた農業者団体等(以下「認定農業者団体等」という。)は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、特定市町村の認定を受けなければならない。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。 2 特定市町村は、認定農業者団体等が前条第1項の認定に係る事業計画(前項の変更の認定又は同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更があったときは、その変更後のもの。以下この条において「認定事業計画」という。)に従って当該認定事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業(以下「認定事業」という。)を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。 3 特定市町村は、認定事業計画が前条第5項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定農業者団体等に対し、当該認定事業計画の変更を指示し、又は同条第1項の認定を取り消すことができる。 4 前条第4項から第6項までの規定は、認定事業計画の変更について準用する。この場合において、同条第5項及び第6項中「第1項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 839

担当部署: 農水産課

処分の概要	組合員等への事務費の賦課		
法令名 根拠条項	農業保険法 第118条第1項		
法令番号	昭和22年法律第185号		
【基準】 法第118条第1項の規定による。 (事務費の賦課) 第118条 組合等は、事業規程等で定めるところにより、第19条の規定により国庫が負担する事務費以外の事務費を組合員等に賦課することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1594

担当部署: 農水産課

処分の概要	伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の9		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】 法第10条の9の規定による。 (伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等) 第10条の9 市町村の長は、前条第1項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。 2 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。 3 市町村の長は、前条第1項の規定により届出書を提出した者の行っている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従って伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。 4 市町村の長は、前条第1項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。 (1) 当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。 (2) 伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。 (3) 伐採前の森林が有していた水源の涵養の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。 (4) 当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 698

担当部署: 農水産課

処分の概要	施業実施協定の認可の取消し		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の11の8第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】 法第10条の11の8第1項の規定による。 (施業実施協定の認可の取消し) 第10条の11の8 市町村の長は、第10条の11第1項若しくは第2項又は第10条の11の5第1項の認可をした後において、当該認可に係る施業実施協定の内容が第10条の11の4第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該施業実施協定の認可を取り消すものとする。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1593

担当部署: 農水産課

処分の概要	森林経営計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	森林法 第16条		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】 法第16条の規定による。 (認定の取消し) 第16条 市町村の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該森林経営計画に係る第11条第5項の認定を取り消すことができる。 (1) 認定森林所有者等が、第12条第1項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかつたとき。 (2) 認定森林所有者等が、第14条の規定に違反していると認められるとき。 (3) 認定森林所有者等が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1831

担当部署: 農水産課

処分の概要	経営管理権集積計画の取消し		
法令名 根拠条項	森林経営管理法 第8条		
法令番号	平成30年法律第35号		
【基準】 法第8条の規定による。 (経営管理権集積計画の取消し) 第8条 市町村は、経営管理権を有する森林の森林所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことができる。 (1) 偽りその他不正な手段により市町村に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 (2) 当該森林に係る権原を有しなくなった場合 (3) その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1832

担当部署: 農水産課

処分の概要	経営管理実施権配分計画の取消し		
法令名 根拠条項	森林経営管理法 第40条第2項		
法令番号	平成30年法律第35号		
【基準】 法第40条第2項の規定による。 (経営管理実施権配分計画の取消し) 第40条 市町村は、第9条第2項、第15条第2項、第23条第2項又は第32条第2項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該解除に係る経営管理権に基づいて設定された経営管理実施権に係る森林に係る部分を取り消すものとする。 2 市町村は、林業経営者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該林業経営者に係る部分を取り消すことができる。 (1) 偽りその他不正な手段により市町村に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合 (2) 第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合 (3) 経営管理実施権の設定を受けた森林について経営管理を行っていないと認める場合 (4) 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合 (5) 正当な理由がなくて前条の報告をしない場合 (6) その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1833

担当部署: 農水産課

処分の概要	災害等防止措置命令		
法令名称 根拠条項	森林経営管理法 第42条第1項		
法令番号	平成30年法律第35号		
【基準】 法第42条第1項の規定による。 (災害等防止措置命令) 第42条 市町村の長は、伐採又は保育が実施されておらず、かつ、引き続き伐採又は保育が実施されないことが確実であると見込まれる森林(森林法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林を除く。以下この章において同じ。)における次に掲げる事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認める場合には、その必要の限度において、当該森林の森林所有者に対し、期限を定めて、当該事態の発生の防止のために伐採又は保育の実施その他必要な措置(以下「災害等防止措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該森林について、経営管理権が設定されている場合又は同法第10条の9第3項若しくは森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第17条第3項の規定の適用がある場合は、この限りでない。 (1) 当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させること。 (2) 当該森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させること。 (3) 当該森林の現に有する水源の涵(かん)養の機能に依存する地域において水の確保に著しい支障を及ぼすこと。 (4) 当該森林の周辺の地域において環境を著しく悪化させること。 2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付するものとする。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1088

担当部署: 農水産課

処分の概要	土地、水面等の使用及び収用等の処分		
法令名 根拠条項	漁港漁場整備法 第36条第2項		
法令番号	昭和25年法律第137号		
【基準】 法第36条第2項の規定による。 (土地、水面等の使用及び収用) 第36条 第24条の規定は、漁港の維持管理のために必要がある場合に準用する。 2 漁港管理者は、非常災害のために急迫の必要がある場合には、その現場にある者を復旧、危害防止その他の業務に協力させ、又は前項の規定によらないで左に掲げる処分をすることができる。 (1) 必要な土地、水面、船舶又は工作物を使用すること。 (2) 土石、竹木その他の物件(前号に掲げる物を除く。)を使用し、又は収用すること。 3 第24条第3項の規定は、前項の処分をした場合に準用する。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1090

担当部署: 農水産課

処分の概要	原状回復命令		
法令名根拠条項	漁港漁場整備法 第37条第2項		
法令番号	昭和25年法律第137号		
【基準】 法第37条第2項の規定による。 第37条 2 漁港管理者は、漁港の保全上必要があると認める場合には、前項の規定に違反した者に対し、原状回復を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1129

担当部署: 農水産課

処分の概要	特定漁港施設運営の事業を実施するために必要な資力及び信用認定の取消し		
法令名 根拠条項	漁港漁場整備法 第37条の2第8項		
法令番号	昭和25年法律第137号		
【基準】 法第37条の2第7項及び第8項の規定による。 7 漁港管理者は、第2項の認定を受けた者が第1項の農林水産省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 8 漁港管理者は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従い必要な措置をとらなかつたときは、第2項の認定を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1094

担当部署: 農水産課

処分の概要	監督処分		
法令名 根拠条項	漁港漁場整備法 第39条の2第1項及び第2項		
法令番号	昭和25年法律第137号		
【基準】 法第39条の2第1項及び第2項の規定による。 (監督処分) 第39条の2 漁港管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、工作物若しくは船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却若しくは原状回復を命ずることができる。 (1) 前条第1項又は第5項の規定に違反した者 (2) 前条第1項の規定による許可に付した条件に違反した者 (3) 偽りその他不正な手段により前条第1項の規定による許可を受けた者 2 漁港管理者は、漁港の区域内の土地、竹木又は工作物等の所有者又は占有者に対し、土地の欠壊、土砂又は汚水の流出その他土地、竹木又は工作物等が漁港に及ぼすおそれのある危害を防止するために必要な施設の設置その他の措置をとることを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 556

担当部署: 農水産課

処分の概要	土砂採取料、占用料の徴収		
法令名 根拠条項	漁港漁場整備法 第39条の5第1項		
法令番号	昭和25年法律第137号		
【基準】 法第39条の5第1項の規定による。 (土砂採取料及び占用料) 第39条の5 漁港管理者は、農林水産省令で定める基準に従い、漁港の区域内の水域(漁港管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者から土砂採取料又は占用料を徴収することができる。ただし、同条第4項に規定する者については、この限りでない。 「農林水産省令で定める基準」とは、漁港漁場整備法施行規則第18条の規定による。 漁港漁場整備法第39条第1項及び第4項 (漁港の保全) 第39条 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用(公有水面の埋立てによる場合を除く。)をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。 4 国の機関又は地方公共団体(港湾法(昭和25年法律第218号)に規定する港務局を含む。)が、第1項の規定により許可を要する行為をしようとする場合には、あらかじめ漁港管理者に協議することをもつて足りる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 557

担当部署: 農水産課

処分の概要	過怠金の徴収		
法令名根拠条項	漁港漁場整備法 第39条の5第2項		
法令番号	昭和25年法律第137号		
【基準】 法第39条の5第2項の規定による。 (土砂採取料及び占用料) 第39条の5 2 漁港管理者は、偽りその他不正の行為により前項の土砂採取料又は占用料の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1668

担当部署: 農水産課

処分の概要	設備整備計画の認定の取消し		
法令名称 根拠条項	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 第8条第3項		
法令番号	平成25年法律第81号		
【基準】 法第8条の規定による。 (設備整備計画の変更等) 第8条 前条第3項の認定を受けた者(以下「認定設備整備者」という。)は、当該認定に係る設備整備計画を変更しようとするときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、計画作成市町村の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令・環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 認定設備整備者は、前項ただし書の農林水産省令・環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を計画作成市町村に届け出なければならない。 3 計画作成市町村は、認定設備整備者が前条第3項の認定に係る設備整備計画(第1項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定設備整備計画」という。)に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 4 前条第3項から第15項までの規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3005

担当部署: 農水産課

処分の概要	登録票の有効期間の更新		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第19条第5項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】 法第19条第5項の規定による。 (飼養の登録) 第19条 5 前項の有効期間は、登録を受けた者又は次条第1項の規定により登録鳥獣(第1項の規定により登録を受けた鳥獣をいう。以下この節において同じ。)の譲受け又は引受けをした者の申請により更新することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3010

担当部署: 農水産課

処分の概要	販売許可証の再交付		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第24条第6項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】 法第24条第6項の規定による。 (販売禁止鳥獣等の販売の許可) 第24条 6 第1項の許可を受けた者は、その者が前項の販売許可証(以下単に「販売許可証」という。)を亡失し、又は販売許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、販売許可証の再交付を受けることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日